

# 「100歳までウォーキング」規約

制定 平成25年3月29日

改正 平成26年6月20日

平成27年4月12日

平成28年5月15日

平成29年4月23日

令和2年4月21日

令和3年4月1日

※下線部は改正箇所

## (名称・連絡先)

第1条 本会は「100歳までウォーキング」と称し、事務所を長野県小諸市加増上の平561-2(株)キザキ内に置く。

## (目的)

第2条 本会はメディカル・ノルディック・ウォークを活用し、春・秋のメディカル・ノルディック・ウォーク体験ツアー、水中ポール・ウォーキング体験ツアーや講演会・勉強会及びメディカル・ノルディック・ウォーク体験会等を実施するとともに、会員相互の情報交換などを通じて健康増進及び親睦を深めることを主な目的とする。

## (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- ① 日帰りメディカル・ノルディック・ウォーク体験ツアー（山梨・石和周辺等）の実施
- ② メディカル・ノルディック・ウォーク、水中ポール・ウォーキング宿泊体験ツアー（山梨県、長野県等）の実施
- ③ メディカル・ノルディック・ウォーク体験会の実施
- ④ 講演会・勉強会の開催
- ⑤ 関係団体との連携及び相互事業参加
- ⑥ 活動報告（報告書、活動状況報告等の発行）
- ⑦ その他（会員証の発行）

## (会員の資格・構成員)

第4条 当会の参加資格は第2条の目的に賛同する者とし、会員種別を個人会員、家族会員、法人会員及び賛助会員（諮問委員を含む）から構成される。

### (役員)

第5条 本会の役員は次のとおりとする。

会長 1名

役員 20名以内（会長 1、副会長 2、事務局長 1、事務局次長 2、会計責任者 1（会計）、監査、顧問 2、会のアドバイザーとして諮問委員、オブザーバーを設置できる。）

### (役員を選出方法)

第6条 役員は総会において選出し、役職は役員の互選により決定する。

### (役員任期)

第7条 役員任期は2年間とする。ただし再任は妨げない。

### (総会・役員会)

第8条 本会は年1回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。議事は出席者の過半数の賛成によって決定する。

- (1) 事業計画 (2) 予算・決算 (3) 規約改正 (4) 入退会承認  
(5) その他の必要事項

2 役員会は必要に応じて開催し、事業企画資料、総会議案の作成や会の運営等について協議する。

3 役員会に事務局を置き、会の運営補助を行う。

### (経費)

第9条 本会の経費は、会費、寄付金・賛助金、事業費等その他の収入によって賄う。

### (会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### (規約の発効)

第11条 本規約は平成25年5月25日より発効する。

### (附則)

1. 会費の徴収は、毎年度当初に行うものとする。

2. 会員の種別及び年会費

- |   |              |
|---|--------------|
| ・個人会員（本会の目的を理解する者）                      | 2,500円       |
| ・家族会員（同居の家族、人数制限なし）                     | 5,000円       |
| ・法人会員（本会の目的を理解する者）                      | （一口） 10,000円 |
| ・賛助会員（本会の目的を理解し指導助言等を頂ける学識経験者等（諮問委員を含む） | 2,500円       |